

## 意見公募要領

### 1 意見公募対象

「スマートフォン プライバシー イニシアティブ－利用者情報の適正な取扱いとリテラシー向上による新時代イノベーション－」(案)

### 2 資料入手方法

意見公募対象については、電子政府の総合窓口[e-Gov] (<http://www.e-gov.go.jp>) の「パブリックコメント」欄及び総務省ホームページ(<http://www.soumu.go.jp>)の「報道資料」欄に掲載するとともに、連絡先窓口において閲覧に供することとします。

### 3 意見提出方法

#### 1 下記(1)～(3)

様式に氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、意見提出期限までに提出してください。

なお、提出意見は、日本語で記入してください。

#### 2 下記(4)

意見提出フォームに郵便番号、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を記載の上、意見提出期限までに提出してください。

なお、提出意見は日本語で記入してください。

#### (1) 郵送する場合

〒100-8926

東京都千代田区霞が関2-1-2

総務省総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政課 宛て

併せて、意見の内容を保存した磁気ディスク等を添えて提出いただくようお願いする場合があります。その場合の磁気ディスク等の条件は、次のとおりです。

○記録媒体：CD-R、CD-RW

○ファイル形式：テキストファイル、マイクロソフト社Wordファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル（他のファイル形式とする場合は、担当までお問い合わせください。）

○磁気ディスク等には、提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載したラベルを貼付してください。

なお、送付いただいた磁気ディスク等については、返却できませんのであらかじめ御了承願います。

(2) FAX を利用する場合

FAX 番号 : 03-5253-5948

総務省総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政課 宛て

※担当に電話連絡後、送付してください。

なお、別途、電子データの送付をお願いする場合があります。

(3) 電子メールを利用する場合

電子メールアドレス : tcp-d/atmark/ml.soumu.go.jp

総務省総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政課 宛て

※迷惑メール防止のため、「@」を「/atmark/」と表記しています。

なお、メールに直接意見の内容を書き込むか、添付ファイル（ファイル形式はテキストファイル、マイクロソフト社Word ファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル）として提出してください（他のファイル形式とする場合は、担当までお問い合わせください。）。

また、電子メールの受取可能最大容量は、5 MB となっていますので、それを超える場合は、ファイルを分割するなどした上で提出してください。

(4) 電子政府の総合窓口[e-Gov]を利用する場合

添付ファイルは利用できません。添付ファイルを利用する場合は、(3) の方法により提出して下さい。

**4 意見提出期限**

平成 24 年 7 月 20 日（金）午後 5 時必着（なお、意見提出期限後においても、意見提出フォームに意見を記載し送信することは可能ですが、提出された意見を意見公募手続による意見として受け付けていたしかねますので、あらかじめ御了承ください。郵送については、平成 24 年 7 月 20 日付けの消印まで有効とします。）

## 5 留意事項

- ・ 意見が 1000 字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。(e-Gov の意見提出フォームを利用する場合は、意見本文の冒頭に要旨を記載してください。)
- ・ 提出されました意見は、電子政府の総合窓口[e-Gov] (<http://www.e-gov.go.jp>) の「パブリックコメント欄」に掲載するほか、総務省総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政課にて配布します。
- ・ 御記入いただいた氏名（法人等にあってはその名称並びに代表者及び担当者の氏名）、住所（所在地）、電話番号、メールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。
- ・ なお、提出された意見とともに、意見提出者名（団体名及び団体の代表者名に限り、個人で意見提出された方の氏名は含みません。）及び意見提出者（個人を含みます。）の属性を公表する予定です。団体名及び団体の代表者名について、匿名を希望される場合には、その旨を記入してください。
- ・ 同一の内容及び趣旨の意見が多数提出された場合、それらを 1 つの意見として取り扱うことがあります。
- ・ また、意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。